

# 4 介護保険で利用できる在宅サービス

要介護、要支援の状態区分に応じて「在宅サービスの区分支給限度基準額」(8ページ)の月額範囲内でサービスを組み合わせて利用します。サービス事業対象者、要支援1・2の方は地域包括支援センター職員(一部の方はケアマネジャー)と、要介護1～5の方はケアマネジャーと、よく話し合いながらサービスを利用してください。

## 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

### 要介護1～5(訪問介護)

訪問介護員がご家庭へ訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。(※1注)

通院等を目的とした乗降介助も利用できます。

### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

身体介護(30分以上1時間未満)	3,951円
生活援助(20分以上45分未満)	1,827円
通院時の乗降車介助(1区間)	990円



### 要支援1・2/事業対象者(訪問型サービス)

対象者の方が要介護状態等となることの予防や自立した日常生活の支援を目的としています。

原則として、訪問型サービスのご利用は松本市民に限られます。

- ①訪問介護員等による身体介護や生活援助を提供します。(※1注)
- ②調理、洗濯等の生活援助サービスのみを提供します。(※1注)
- ③保健師等の専門家による短期集中(3～6カ月)指導を月1回程度提供します。

### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

- ①介護予防訪問介護相当サービス(身体介護及び生活援助)  
週1回程度 12,006円/月  
週2回程度 23,983円/月  
週3回程度 38,052円/月(※2注)  
各種加算あり
- ②訪問型サービスA(生活援助のみ)  
(20分未満) 1,031円/回  
(1時間程度) 2,103円/回

(※1注) 生活援助は、利用者が一人暮らしであるか又は家族が障がい・疾病、又は同様のやむを得ない事情により、家事を行うことが困難な場合にのみ利用できます。

(※2注) 週3回程度の利用は、原則、支援2の方です。

## 有償ホームヘルプサービス ※介護保険の事業ではありません

NPO法人、農協、生協、松本市社会福祉協議会、その他事業所で有償のホームヘルプサービスや生活支援を行っています。介護保険制度ではまかなえない部分をカバーします。詳しい内容は、各事業所へお問い合わせください。

## 訪問入浴介護

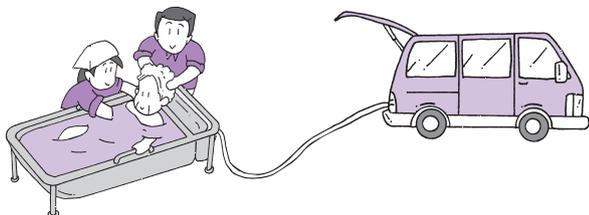
### 要介護1～5(訪問入浴介護)

看護職員1人及び介護職員2人がご家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

12,925円 / 回



### 要支援1・2(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設等における浴室利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護を行います。

### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

8,739円 / 回

## 訪問看護

疾患等がある方について、看護師等がご家庭を訪問し、主治医の指示にもとづいて診療の補助等を行います。

### 要介護1～5(訪問看護)

療養上の世話や診療の補助を行います。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

訪問看護ステーションの場合  
(30分未満) 4,808円  
(30分以上1時間未満) 8,402円

### 要支援1・2(介護予防訪問看護)

介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

訪問看護ステーションの場合  
(30分未満) 4,604円  
(30分以上1時間未満) 8,106円

## 訪問リハビリテーション

### 要介護1～5(訪問リハビリテーション)

居宅での生活行為を向上させるために、主治医の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

3,132円 / 回

### 要支援1・2(介護予防訪問リハビリテーション)

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、主治医の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

3,030円 / 回

## 居宅療養管理指導

### 要介護1～5(居宅療養管理指導)

通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

### 要支援1・2(介護予防居宅療養管理指導)

通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

#### サービス費用の例(下記金額の1～3割が自己負担になります)

医師による指導 (月に2回まで)	5,150円 / 回
歯科医師による指導 (月に2回まで)	5,170円 / 回
病院または診療所の薬剤師による指導 (月に2回まで)	5,660円 / 回
薬局の薬剤師による指導 (月に4回まで)	5,180円 / 回
管理栄養士による指導 (月に2回まで)	5,450円 / 回
歯科衛生士等による指導 (月に4回まで)	3,620円 / 回

## 通所介護 (デイサービス)

※認知症の方を対象とした通所介護は 20 ページ をご覧ください。

### 要介護1～5 (通所介護)

日帰りのデイサービス施設にて、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

難病やがん末期等の方を対象としたデイサービス (療養通所介護) もあります。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

通常規模の事業所の場合  
(6時間以上7時間未満)

要介護 1	5,921 円
要介護 2	6,986 円
要介護 3	8,071 円
要介護 4	9,136 円
要介護 5	10,221 円

原則として、松本市の地域密着型通所介護 (定員19名未満の通所介護) 及び通所型サービスのご利用は松本市民に限られます。

### 要支援1・2 / 事業対象者 (通所型サービス)

要介護状態等となることの予防や自立した日常生活を送るための支援を目的としたサービスです。

- ①介護予防通所介護相当サービス: デイサービス施設にて日常生活上の支援や機能訓練を提供します。
- ②通所型サービスA: 生きがい作りや閉じこもり予防、自立支援のためのサービスを提供します (半日程度)。
- ③通所型サービスC: 短期集中 (3～6カ月) で運動・口腔機能の向上、栄養改善等の指導を週1回程度提供します。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

##### ①介護予防通所介護相当サービス

要支援1・事業対象者 (週1回程度利用) 18,231円/月

要支援2・事業対象者 (週2回程度利用) 36,716円/月

##### ②通所型サービスA

3,650円/回

##### ③通所型サービスC

4,390円/回

※サービス費用のほか、食費等がかかる場合もあります。

## 通所リハビリテーション (デイケア)

### 要介護1～5 (通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や医療機関などに日帰りで通い、食事、入浴などの支援やリハビリテーションを行います。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

介護老人保健施設に併設の通常規模の事業所の場合

(6時間以上7時間未満)

要介護 1	7,271 円
要介護 2	8,644 円
要介護 3	9,976 円
要介護 4	11,563 円
要介護 5	13,119 円

### 要支援1・2 (介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や医療機関などに日帰りで通い、食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行い、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等、利用者の介護予防の目標に合わせたサービスを提供します。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

共通的サービス 1 カ月

要支援 1 23,065 円

要支援 2 42,998 円

※サービス費用のほか、食費等がかかる場合もあります。



## 短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

### 要介護1～5（短期入所生活介護） （短期入所療養介護）

介護者の病気、冠婚葬祭のため、または介護疲れの休養のため、福祉施設や医療施設に短期間入所して、入浴・食事・排泄など日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

#### サービス費用の例 （下記金額の1～3割が自己負担になります）

##### 短期入所生活介護

併設型・介護老人福祉施設利用

要介護1	6,132円／日
要介護2	6,834円／日
要介護3	7,576円／日
要介護4	8,288円／日
要介護5	8,990円／日

##### 短期入所療養介護

多床室・介護老人保健施設利用

要介護1	8,416円／日
要介護2	8,923円／日
要介護3	9,572円／日
要介護4	10,109円／日
要介護5	10,667円／日

### 要支援1・2（介護予防短期入所生活介護） （介護予防短期入所療養介護）

福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

#### サービス費用の例 （下記金額の1～3割が自己負担になります）

##### 介護予防短期入所生活介護

併設型・介護老人福祉施設利用

要支援1	4,586円／日
要支援2	5,705円／日

##### 介護予防短期入所療養介護

多床室・介護老人保健施設利用

要支援1	6,215円／日
要支援2	7,848円／日



介護保険施設で一時的にお預かりします。

- 短期入所の連続利用は30日が限度です。
- 自己負担額は、介護費用（1～3割負担分）の他に、食費・滞在費・日常生活費等が別にかかります。
- 施設、部屋のタイプにより介護費用・滞在費は異なります。
- 所得に応じて負担軽減制度があります。（居住費・食費の負担軽減は申請が必要です。25ページ参照）
- 認知症の方はグループホームでショートステイが利用できる場合があります。

### 緊急ショートステイ事業 ※介護保険の事業ではありません

介護者の急病などにより、在宅での介護が困難になるなどの緊急時に、一時的（おおむね1週間以内）に施設でお預かりします。

- 対象者 要介護または要支援認定を受けている方で、介護者の急病など緊急時に介護保険の短期入所や在宅介護等の対応が困難な方
- 利用料 1日1,450円 食費は実費
- 送迎 送迎はありませんので、ご家族等で送迎の手配をお願いします。

【お問い合わせ】 市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

## 福祉用具貸与(レンタル)

※取付けに際し、工事を伴わないものに限られます。

### 要介護2～5(福祉用具貸与)

日常生活の自立を支援する用具を貸与します。

#### 対象品目(13品目)

●車いす●車いす付属品●特殊寝台(ベッド)  
●特殊寝台付属品●床ずれ防止用具●体位変換器●手すり●スロープ●歩行器●歩行補助つえ●認知症高齢者徘徊探知機●移動用リフト(つり具の部分を除く)●自動排泄処理装置  
※ただし、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については要介護4・5の方が対象ですが必要と認められた方は例外的に借りられる場合があります。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

車いす 約8,000円/月  
特殊寝台(ベッド) 約17,000円/月  
歩行器 約4,000円/月  
※品物・形態により料金は異なります。

### 要介護1(福祉用具貸与) 要支援1・2(介護予防福祉用具貸与)

介護予防に役立つ以下の用具を貸与します。

#### 対象品目(5品目)

●手すり●スロープ●歩行器●歩行補助つえ  
●自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のもの)

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

手すり 約2,000円/月  
スロープ 約5,000円/月  
歩行補助つえ 約1,000円/月  
※ただし、必要と認められた方は例外的に上記以外の左記品目を借りられる場合があります。



## 特定福祉用具販売

※取付けに際し、工事を伴わないものに限られます。

### 要介護1～5(特定福祉用具販売) 要支援1・2(特定介護予防福祉用具販売)

要介護1～5の方には日常生活の自立を支援する用具、要支援1・2の方には介護予防に役立つ用具の購入費用の一部を支給します。

**事前に指定を受けた販売事業者から購入した用具が支給対象となります。**また、利用者の身体状況を勘案し、用具の使用がかえって能力低下をまねくなど、その使用が不相当と判断される場合には対象外となりますので、担当ケアマネジャー等と十分に相談したうえで購入をしてください。

#### 【対象品目(9品目)】

●腰掛便座(ポータブルトイレ)●自動排泄処理装置等のチューブ等交換可能部分●入浴補助用具(入浴用いす・浴槽手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室いすのこ・入浴用介助ベルト)●簡易浴槽●移動用リフトのつり具部分●排泄予測支援機器●スロープ(据え置き用に限る)●歩行器(歩行車を除く)●歩行補助つえ(松葉づえを除く)

※上記9品目のうち、福祉用具貸与の対象品目にも含まれるスロープ、歩行器及び歩行補助つえの3品目については、レンタルと購入のいずれかを利用者が選択することができます。

#### 【自己負担】

購入費の1～3割

利用者が購入費全額をいったん販売事業者へお支払いいただき、領収書、福祉用具のパンフレット等の必要書類を高齢福祉課へご提出ください。内容審査の上、購入費から上記自己負担分を除いた費用を後から支給します。

※市町村民税非課税世帯であること等の要件を満たす方は、受領委任払い(1割の自己負担額のみを支払い、保険給付額を販売業者へ支払う制度)で購入することができます。

※要支援・要介護の認定区分にかかわらず、1年間に10万円まで購入できます。

※原則として、同一品目を重複して購入することはできません。

# 住宅改修費支給

## 要介護1～5(住宅改修費支給) 要支援1・2(介護予防住宅改修費支給)

自宅で自立した生活を送ることを目的とした住宅改修を行う場合に、要支援・要介護の認定区分にかかわらず補助対象となる費用(上限20万円)の一部を支給します。ご利用にあたっては下記事項にご注意ください。

### 【注意事項】

- ・どんな工事でも給付対象となるわけではありません。改修の必要性を感じたら、先ず担当ケアマネジャー等に改修の内容や妥当性について十分に相談をしてください。
- ・改修着工前に必要書類を揃えていただき、事前承認審査の届け出をしてください。
- ・事前承認審査を受けて必要な改修と認められた工事のみが給付対象となります。所要の手続きを行っていない工事は給付対象外となります。
- ・給付対象となる改修工事は、要介護者または要支援者が住民登録をして、現に住んでいる住所地での工事です。また、新築・増築に伴う工事は対象となりません。
- ・入院、入所中の方は利用できません。

### 【改修業者】

介護保険の住宅改修は、利用者である介護保険認定者個々の身体状況等によって改修内容を充分検討する必要があり、通常のバリアフリー改修以上に知識や経験が必要となるものです。(例えば手すりの取り付け位置、長さ、形状等適切な改修の選定)

松本市では、改修業者がケアマネジャーや地域包括支援センター等関係者と連携し、利用者の身体状況に適した改修を行い、質の向上を図ることを目的に介護保険住宅改修施工業者の登録制度を実施しています。松本市において介護保険での住宅改修を利用する場合、事前に市に登録された業者による改修工事が給付対象となります。

### 【給付対象となり得る工事】

(利用者の状況等によっては下記工事に該当しても給付対象とならない場合もあります)

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- すべりの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え

### 【自己負担】

200,000円までの工事が1～3割の自己負担で行えます。

事前承認審査を受けて工事を完了した後に、改修に要した費用の全額を施工業者にいったんお支払いいただき、領収書・工事費内訳書(請求書)・改修前後の写真(日付入り)等の必要書類を高齢福祉課へご提出ください。内容審査の上、給付対象となる費用(上限20万円)から上記自己負担分を除いた費用を後から支給します。

※市町村民税非課税世帯であること等の要件を満たす方は、受領委任払い(1割の自己負担額のみを支払い、保険給付額を改修業者へ支払う制度)で工事を行うことができます。

## ご注意ください!

悪質な住宅リフォーム業者によるトラブルが増えています。おかしいと思ったら、市役所高齢福祉課、各地域包括支援センター、西部福祉課または松本市消費生活センター(松本市役所内 ☎36-8832)へご相談ください。

## 高齢者住宅等整備事業 ※介護保険の事業ではありません

高齢者(65歳以上)の自立促進・介護者負担の軽減を図る住宅改修について、1世帯630,000円を限度として補助します。なお補助対象経費の1割は自己負担となります。

対象は、前年所得税が非課税の世帯で現にその改修を必要としている方です。また、介護保険の住宅改修費支給が優先されます。ご希望の方は下記へ事前にご相談ください。(着工前の工事に限ります)

【お問い合わせ】 市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

## 認知症対応型通所介護

※原則として、松本市内にある施設のご利用は松本市民に限られます。

### 要介護1～5(認知症対応型通所介護)

認知症の方を対象に、日帰りのデイサービス施設にて、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

併設型の場合

(6時間以上7時間未満)

要介護1	8,034円
要介護2	8,908円
要介護3	9,763円
要介護4	10,597円
要介護5	11,461円

### 要支援1・2(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の方を対象に、日帰りのデイサービス施設にて、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

#### サービス費用の例

(下記金額の1～3割が自己負担になります)

併設型の場合

(6時間以上7時間未満)

要支援1	6,956円
要支援2	7,749円

※サービス費用のほか、食費等がかかります。

## 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

※原則として、松本市内にある施設のご利用は松本市民に限られます。

### 要介護1～5(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)

### 要支援1・2(介護予防小規模多機能型居宅介護)

拠点となる施設への「通い」による介護を中心にして、利用者の状況や希望に応じて「訪問」による介護(看護小規模多機能型居宅介護は看護も)や「泊まり」による介護を組み合わせ利用します。どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられます。

#### サービス費用の例

(右記金額の1～3割が自己負担になります)

#### 小規模多機能型居宅介護

要支援1	35,086円 / 月
要支援2	70,905円 / 月
要介護1	106,357円 / 月
要介護2	156,312円 / 月
要介護3	227,391円 / 月
要介護4	250,965円 / 月
要介護5	276,715円 / 月

#### 看護小規模多機能型居宅介護

要介護1	126,585円 / 月
要介護2	177,110円 / 月
要介護3	248,971円 / 月
要介護4	282,380円 / 月
要介護5	319,419円 / 月

※この他に食費、オムツ代、宿泊費用等がかかります。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※原則として、松本市内にある施設のご利用は松本市民に限られます。

### 要介護1～5

介護職員と看護師等が一体または密接に連携して、定期的に訪問します。また、利用者からの通報や電話などに対して随時対応します。

#### サービス費用の例

(右記金額の1～3割が自己負担になります)

	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	55,603円 / 月	81,128円 / 月
要介護2	99,241円 / 月	126,736円 / 月
要介護3	164,789円 / 月	193,459円 / 月
要介護4	208,457円 / 月	238,485円 / 月
要介護5	252,105円 / 月	288,922円 / 月

# 5 施設・居住系サービス

介護・支援の必要な高齢者が、生活支援サービスと住まいが一体となって提供されている施設等に入所（入居）するものです。

## (1) 介護保険で入所（入居）できる施設

### ① 要介護3以上の方が利用できる施設<sup>(※)</sup>

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。

入所申込みや詳細については各施設にお問い合わせください。

松本市内にある地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設（定員30名未満の小規模施設利用）は松本市の介護保険被保険者証をお持ちの方のみ利用できます。

※原則として要介護3以上の方が対象となります。ただし、やむをえない事情がある場合は、要介護1・2の方も特例入所が認められる場合があります。

#### サービス費用の例（ユニット型個室の場合）

	介護費用	食費	居住費	自己負担額
要介護1	210,607円/月	基準費用額 の場合  約44,000円 /月	基準費用額 の場合  約62,000円 /月	介護費用 (1~3割) + 食費 + 居住費 + (日常生活費等)
要介護2	232,611円/月			
要介護3	256,187円/月			
要介護4	278,505円/月			
要介護5	300,194円/月			

(1カ月31日で計算)

※費用の例は、あくまでも目安です。

- 自己負担額は介護費用(1~3割)と食費・居住費・日常生活費等をあわせた額になります。
- オムツ代は介護費用に含まれます。
- 部屋のタイプにより介護費用・居住費は異なります。
- 所得に応じては負担の軽減制度があります。  
(居住費・食費の負担軽減は申請が必要です。25ページ参照)

### ② 要介護1~5の方が利用できる施設

#### 介護老人保健施設

治療しなくてもよい状態まで病気は回復しているが、まだ家に戻れる状態になっていない方が、リハビリや在宅介護の準備のために一時的に入所し、医学的な管理のもとで日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

入所申込みや詳細については各施設にお問い合わせください。

#### サービス費用の例（従来型個室基本型の場合）

	介護費用	食費	居住費	自己負担額
要介護1	225,381円/月	基準費用額 の場合  約44,000円 /月	基準費用額 の場合  約62,000円 /月	介護費用 (1~3割) + 食費 + 居住費 + (日常生活費等)
要介護2	239,841円/月			
要介護3	260,273円/月			
要介護4	277,562円/月			
要介護5	292,964円/月			

(1カ月31日で計算)

※費用の例は、あくまでも目安です。

- 自己負担額は介護費用(1~3割)と食費・居住費・日常生活費等をあわせた額になります。
- オムツ代は介護費用に含まれます。
- 部屋のタイプにより介護費用・居住費は異なります。
- 所得に応じては負担の軽減制度があります。  
(居住費・食費の負担軽減は申請が必要です。25ページ参照)

- 入所中の医療行為は基本的には、施設内での処置となります。



## 介護医療院

日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナル等の医療機関としての機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設の類型です。

### サービス費用の例（従来型個室の場合）

	介護費用	食費	居住費	自己負担額
要介護1	226,639円/月	基準費用額 の場合  約44,000円 /月	基準費用額 の場合  約62,000円 /月	介護費用 (1~3割) + 食費 + 居住費 + (日常生活費等)
要介護2	261,530円/月			
要介護3	336,343円/月			
要介護4	368,406円/月			
要介護5	397,011円/月			

(1カ月31日で計算)

※費用の例は、あくまでも目安です。

- 自己負担額は介護費用(1~3割)と食費・居住費・日常生活費等をあわせた額になります。
- オムツ代は介護費用に含まれます。
- 所得に応じては負担の軽減制度があります。  
(居住費・食費の負担軽減は申請が必要です。25ページ参照)

## ③ 認知症で要介護1～5および要支援2の方が利用できる施設

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・認知症対応型共同生活介護（要介護1～5）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2）

認知症の方が自宅での生活に似た環境の中で、5～9人の少人数で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事・入浴・排泄など日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

入居申込みや詳細については各施設にお問い合わせください。

なお、松本市内のグループホームは松本市の介護保険被保険者証をお持ちの方以外は原則として利用できません。

### サービス費用の例（2ユニットの場合）

要支援2	7,594円/日
要介護1	7,635円/日
要介護2	7,990円/日
要介護3	8,233円/日
要介護4	8,395円/日
要介護5	8,568円/日

※左記金額の1～3割が自己負担になります。

※内容等により金額が異なります。この他に家賃、食費、おむつ代等がかかります。



## ④ 要介護1～5および要支援1・2の方が利用できる施設

### 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

- ・特定施設入居者生活介護（要介護1～5）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（定員30名未満の小規模施設 松本市内にある施設は、松本市の介護保険被保険者証を持っていて、要介護1～5の方のみ利用できます。）
- ・介護予防特定施設入居者生活介護（要支援1・2）

介護保険事業者として指定を受けている介護付有料老人ホーム等です。入浴・排泄・食事などの介護やその他の日常生活の世話等のサービスを受けることができます。なお、定員30名未満の小規模施設利用（地域密着型特定施設入居者生活介護）の場合は、松本市以外の介護保険被保険者証をお持ちの方および要支援の方は利用できません。入所申込みや詳細については各施設にお問い合わせください。

#### サービス費用の例（下記金額の1～3割が自己負担になります。）

要支援1	1,855円／日
要支援2	3,173円／日
要介護1	5,495円／日
要介護2	6,175円／日
要介護3	6,885円／日
要介護4	7,544円／日
要介護5	8,243円／日

※この他に入居費、食費等がかかります。  
オムツ代は自己負担です。

## (2) 介護保険以外で入所(入居)できる施設

### 軽費老人ホーム・ケアハウス

住宅事情や家庭環境等により、家族との同居が困難な方や、身寄りのない方が、低額の利用料で入所する施設です。介護サービスが必要な場合には、施設内で介護保険の在宅サービスを利用することができます。

#### ○利用できる方

- ・60歳以上の方で、自炊ができない程度の身体能力等の低下が認められる方。
- ・高齢のために独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方。

※夫婦で利用する場合は、一方の方が60歳未満でも入所可能です。

#### ○利用料

前年の収入に応じて負担金が決まります。一部の施設では入所時に管理費がかかります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

#### ○入所手続き

各施設との契約になりますので、施設へ直接お問い合わせください。

### 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、介護等が必要な高齢者が入居可能な施設です。主に民間法人が経営主体となり、入居希望者と事業者との契約により入居することになります。入居のための要件、提供されるサービスの内容等は、施設へ直接お問い合わせください。

## 養護老人ホーム

居住環境の問題や家庭の経済的な問題などにより自宅において生活することが困難な方が入所し、生活支援を受けたり、自立した日常生活を営み、社会生活に参加するために必要な指導・訓練を受けることができます。

### ○入所できる方

入所には以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・おおむね 65 歳以上
- ・養護する人がいない。
- ・環境や経済的理由で自宅での生活が困難な状況である。
- ・市町村民税が非課税（均等割り課税は可）である。

入所には入所判定委員会の審査が必要です。

入所を希望される方は、高齢福祉課又は西部福祉課までご相談ください。

### ○利用料

前年の収入に応じて負担金が決まります。

市内の養護老人ホーム	所在地	電話
温心寮	松本市波田6857	92-1020
松風園	松本市入山辺1509-1	37-1149

## 6 利用者負担額の軽減

一定の要件に該当する方は、介護サービスの利用者負担金について次のような軽減措置が受けられます。

### 高額介護サービス費の支給

- 1か月に利用した介護サービスの自己負担が一定金額（上限額）を超えたときは、申請により「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※初回のみ申請が必要になります。

支給対象となり、申請の必要がある方に申請書をお送りします。一度振込先を指定されると、翌月以降に高額介護サービス費に該当した場合には、自動的に指定された口座に振り込まれます。

自己負担の上限額（世帯合算）	
課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上の世帯	140,100円
課税所得約380万円（年収約770万円）以上 課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満の世帯	93,000円
課税所得約380万円（年収約770万円）未満の世帯	44,400円
市町村民税非課税世帯で、 下記に該当しない世帯	24,600円
・市町村民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者	個人15,000円
生活保護受給者	個人15,000円
15,000円又は24,600円への減額で 生活保護の被保護者にならない世帯	15,000円又は 24,600円
自己負担額が上記自己負担の上限額を超えると、 超えた分が支給されます。（注1）	

自保  
険  
対  
象  
分  
の  
上  
限  
額

上限額を超えた分  
が戻ります

高額介護  
サービス費

自己負担の上限額

(注1) 対象とならないサービスがあります。

- 区分支給限度額を超えた分の自己負担額
- 住宅改修費・福祉用具購入費の自己負担額
- 施設での介護保険給付以外のサービスの利用者負担額
- 居住費・食費

【お問い合わせ】 市役所 高齢福祉課 介護給付担当 ☎34-3213

# 食費・居住費の負担限度額認定 (特定入所者介護サービス費の支給)

次の要件すべてに該当する方は、下記軽減対象サービスの食費と居住費が定められた限度額までの負担になります。軽減を受けるには市に申請をし、認定を受ける必要があります。※毎年申請が必要になります。

## 〈認定の要件〉

利用者負担段階	所得要件		預貯金等の資産要件
第1段階	生活保護受給者		なし
	世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税	老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
年金収入額+合計所得金額が80万円以下		単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	
年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下		単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	
年金収入額+合計所得金額が120万円超		単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	

※ただし、2号被保険者は、段階に関わらず預貯金額等の資産要件が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下になります。

## 〈預貯金等とは〉

預貯金等に含まれるもの	確認方法 (申請の際に添付が必要な書類)
預貯金 (普通・定期・積立)	通帳の写し (ウェブサイトの写しも可) ※通帳の写し等は、定期預金、普通預金どちらも銀行名・支店名・口座番号・名義人が確認できるページ (表紙をめくった1ページ目)、申請日の直前から2か月前までの収入・支出がわかるページすべて、最終残高が確認できるページをコピーしてください。なお、お持ちの通帳すべての写しが必要です。配偶者【内縁含む】がいる場合には2人分の添付が必要です。
信用金庫や農協の出資金	出資配当金の通知 出資金残高明細書 出資証券等
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など) 投資信託	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) 株の場合は銘柄、所有株式数、評価額のわかるもの 配当金計算書等
金・プラチナ (積立購入を含む) など、購入先の 口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告のため資料不要

※金融機関等に対して口座情報等の照会を行うことがあります。

※申請内容に誤りが判明し、不正に負担軽減を受けていた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金 (負担軽減額と併せ最大3倍の額) の納付を求められることがあります。

## 〈負担限度額 (日額)〉

利用者負担段階	居 住 費				食 費	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設	短期入所
基準費用額	2,066円	1,728円	1,231円 (1,728円)	915円 (437円)	1,445円	
第1段階	880円	550円	380円 (550円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円 (550円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,360円	1,300円

※従来型個室と多床室( )内は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合です。

※居住費は施設の種類・サービス、部屋の形態等により異なります。上記基準費用額は国が施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定めた額であり、実際の利用者負担額は、施設と利用者の間で契約により決められます。ただし、基準費用額を超える居住費・食費の施設を利用する場合には、特定入所者介護サービス費は給付されません。

## 〈軽減対象サービス〉

### ショートステイ

- 短期入所生活介護 ●介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護 ●介護予防短期入所療養介護

### 入所施設

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【お問い合わせ】 市役所 高齢福祉課 介護給付担当 ☎34-3213、西部福祉課 ☎92-3002

## 社会福祉法人等による利用者負担額軽減

次の要件に該当される方は、介護サービス利用者負担金が4分の1（利用者負担第1段階及び第2段階の方の在宅サービスは2分の1）軽減されます。

※毎年申請が必要になります。

- 世帯全員が市民税非課税であること
- 年間収入が1人世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- 預貯金等の額が1人世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- 日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がないこと
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- 介護保険料を滞納していないこと

利用者負担段階	対象者
第3段階	要件に該当する方のうち、下記に該当しない方
第2段階	要件に該当する方のうち、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第1段階	要件に該当する方のうち、老齢福祉年金受給者の方

※世帯分離をしても、同一住所に住民票がある場合は同一世帯とみなします。

※申請の際には、預貯金の額を確認する書類として、世帯全員分の通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・名義人・申請日から直近2カ月分の取引明細が確認できるページ）及び前年又は前々年<sup>(注1)</sup>1年間の取引明細が確認できる通帳の写しが必要です。

(注1) 8～12月申請の場合は、前年の1月1日～12月31日までの取引明細  
1～7月申請の場合は、前々年の1月1日～12月31日までの取引明細

### 〈軽減対象サービス〉

訪問介護（総合事業含む）、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護（総合事業含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設

※それぞれ予防を含みます。

※利用者負担第2段階の方が、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び、看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、食費と居住費のみ1/4が本制度で軽減されます。

※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、及び短期入所生活介護（予防を含む。）の食費と居住費は「介護保険負担限度額認定証」をお持ちでないと減免されません。

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 介護給付担当 ☎34-3213、西部福祉課 ☎92-3002

## 生活保護・支援給付受給者の利用者負担額軽減

個室の居住費（滞在費）全額軽減

※毎年申請が必要になります。

### 〈軽減対象サービス〉

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、短期入所生活介護（予防を含む）

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 介護給付担当 ☎34-3213、西部福祉課 ☎92-3002



# 7 介護保険以外の高齢者福祉サービス

## (1) 要介護認定を受けている方が利用できるサービス

### 訪問理美容料金の助成

65歳以上の方で、寝たきり等のため、理美容室へ行くことができない在宅の方に、訪問理美容料金助成券を交付します。 ※毎年申請が必要になります。

1,000円分の助成券で年間18枚を上限とします。  
(入院中、施設入所者、介護付賃貸住宅居住者等は対象外)

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002



### 寝台タクシー利用料金の助成

重度の寝たきりの方に寝台タクシー利用料金の助成券を交付します。  
利用料金の2分の1の助成(4,000円上限)で、1人年間6枚以内とします。  
※毎年申請が必要になります。

●対象要件:要介護3、4、5と認定された方のうち、重度の寝たきりで通常の車両への乗車が困難な市民税非課税世帯の方

※自動車税、軽自動車税の減免を受けた方及び、松本市重度心身障がい者タクシーの利用料の助成を受けた方は、対象になりません。

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

### 郵便等による不在者投票制度

身体の重い障がいなどにより投票所へ行くことが困難な方が、郵便等で投票できる制度です。

身体障害者手帳・戦傷病者手帳(一定の障がい)や介護保険の被保険者証(要介護5)が交付されている方が対象になります。

また、代理記載人による代筆の制度もあります。

【お問い合わせ】選挙管理委員会事務局 ☎34-3230



[市HP]



詳しくはこちら

### 信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、歩行が困難または歩行に介助や見守りが必要な方に、県内共通の「利用証」を交付する制度です。

要介護1~5の方が対象になります。

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

## (2) 要介護認定を受けている方の介護者が利用できるサービス

### ナイトケア事業

介護者の方に休息の機会を提供し、介護への意欲を高めていただくため、身近なデイサービスセンター等で行うナイトケア（夜間預かり）の利用料金の7割（7,000円上限）を助成します。 ※毎年申請が必要になります。

- 対象者 要介護／要支援の認定を受けている方・事業対象者の方の介護者
- 利用回数 年間24泊（月6泊を限度）

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

### 徘徊GPS端末機の貸与

おおむね65歳以上で、徘徊のおそれがある高齢者を在宅で介護している家族にGPS端末機をお貸しします。

- 利用料：月額 500円（住民税非課税世帯 月額 150円）

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

### 家庭介護用品の支給

寝たきり等の高齢者の在宅介護に必要な介護用品（消耗品）を支給します。  
※毎年申請が必要になります。

- 対象者 市民税非課税世帯で要介護4・5と認定された方の介護者
- 対象品目 紙おむつ・尿取りパット・防水シート（紙製で使い捨てのもの）・清拭剤（口腔清拭剤含む）・口腔保湿剤・ドライシャンプー・ウェットティッシュ（介護用品カタログ掲載商品のみ）・ポータブルトイレ用防臭液・使い捨て手袋・マスク・おしりふき・注射器・滅菌ガーゼ・綿棒・ばんそうこう・じょくそう用テープ・ルートとその付属品（経管栄養用で医療保険の適用外の部分）・口腔ケア用スポンジ・嚥下障害者用増粘剤  
※上記以外のものやご不明な点についてはお問い合わせください。なお、上記の品目でも健康保険の適用となるものは対象外です。
- 給付額 年額1人当たり 上限48,000円  
（申請月により上限が変わります）  
（入院中、施設入所者、介護付賃貸住宅居住者等は対象外）  
※本事業に対応ができる介護用品販売事業所からの商品見積書が申請時に必要です。

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

### (3) 要介護認定の有無に関わらず利用できるサービス

#### 訪問給食サービス

おおむね65歳以上の方や障がい者のみの世帯の方等を対象として、事業者が自宅へお弁当をお届けします。

※同一敷地内あるいは隣接地に親族がいる場合は、原則対象外です。

- 対象者 四賀地区、安曇地区、奈川地区に住所を有する者
- 利用回数 週6回
- 配食時間 昼食
- 利用料金 500円／食

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3492、障がい福祉課 ☎34-3212、西部福祉課 ☎92-3002

#### 緊急通報装置の設置

65歳以上のひとり暮らしの方等で、急病等の緊急時に対応が困難な方に対して、緊急通報や健康相談ができる「緊急通報装置」を設置します。

なお、同一敷地内あるいは隣接地に親族がいる場合は原則として対象外です。

機種	月額料金(※1)	備考
固定電話回線利用型	600円	
LTE回線搭載型(※2)	1,200円	固定電話回線を持たない方に限る

※1 介護保険料第1段階の方は無料

※2 回線の接続状況により利用できない場合があります。

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3492、西部福祉課 ☎92-3002

#### 福祉電話(電話加入権の無料貸与)

65歳以上のひとり暮らしの方、重度心身障がい者の方等に対して、電話加入権を無料でお貸しします。

- 対象要件：前年所得税額が99,000円以下の方

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3492

#### 介護マークの交付

介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくための、首から下げられるホルダー式の介護マークを交付します。

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

## 軽度生活援助事業

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方へ生活援助員を派遣して、草取りや周囲の片付けなどの軽易な作業を行い、日常生活を支援します。

- 利用回数 月1回、1時間
- 利用料 無料

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002



## 救急医療情報キット支給事業

緊急連絡先等の情報を記載した救急情報カードを、専用ケースで冷蔵庫内に保管するものです。救急時には、救急隊員が救急情報カードを確認します。

令和2年度より、利用される方の同意に基づき、市でも救急情報カードを保管し、必要な場合には消防局等と情報共有するとともに、利用者の名簿を民生委員等と共有しています。

救急情報カードの内容に変更がある場合にはお知らせください。

- 支給内容(無料) 専用ケース・救急情報カード(緊急連絡先、かかりつけ医、病歴等の情報を記載)・冷蔵庫貼付用ラベル
- 支給対象者 (1) 避難行動要支援者名簿に記載されている者  
(2) 独居又は日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある者
- 専用ケースに入れるもの 救急情報カード・お薬手帳の写し・松本市版リビングウィル(43ページ参照)等

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

## 避難行動要支援者名簿

在宅で生活をしている方のうち、災害発生時において不安を抱えている、要介護3以上などの要件に該当する方または名簿掲載を希望される方が登録することで、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に情報を提供いたします。平常時は地域での見守り活動などに、また災害時は避難支援等のために情報を活用します。

【お問い合わせ】市役所 福祉政策課 ☎34-3227

## 福祉100円バス乗車パス券の交付

70歳以上の方、身体・療育・精神障がい者手帳をお持ちの方及び難病の方に市内対象路線が1乗車100円となるパス券を交付しています。

対象路線(※1)	松本、四賀、梓川、波田地区にお住まいの方	ぐるっとまつもとバス(※2)、 上高地線電車、地域バス(※3)
	安曇、奈川地区にお住まいの方	上記に加え、上高地線新島々 駅から西側の一般バス路線
申請できる人	本人	
持ち物	証明写真(縦3cm×横2.5cm・過去6ヶ月以内に撮影したもの)、顔写真付身分証明書	
申請窓口	高齢福祉課、西部福祉課、障がい者手帳をお持ちの方は障がい福祉課(※4)	

※1 観光路線、高速バス、のるーと松本は利用できません。

※2 市内一般路線バスのこと。上高地線電車新島々駅から西側の路線を除く。

※3 ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線(みんなのバス)

※4 住まいの近くの支所・出張所、福祉ひろばでも申請ができます。(1週間程度お時間をいただきます)

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3492、障がい福祉課 ☎34-3212、  
西部福祉課 ☎92-3002

## 福祉入浴券(利用助成券)の交付

令和7年4月から、70歳以上(4月1日現在)の方に市内の銭湯を含む日帰り入浴施設の利用助成券を交付します。

1人年間30枚(内訳 銭湯専用券20枚、全施設利用券10枚)

銭湯は1回200円、その他の日帰り入浴施設は、大人の日帰り入浴料金から200円引きで利用ができます。

※毎年申請が必要になります。

※本人確認書類をご持参ください。

※利用可能施設は、市ホームページもしくは下記お問い合わせ先からご確認ください。

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3492、  
西部福祉課 ☎92-3002



## 生活管理指導短期宿泊事業

一時的に家庭での生活が困難になった高齢者が、養護老人ホーム(24ページ)に短期間入所することができます。(身のまわりのことがおおむねできる方に限ります)

- 利用回数 14日以内
- 利用料 1日400円+食費

【お問い合わせ】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002

## 福祉用具等リユースあっせん事業

ご家庭で不用となった福祉用具等を、必要な方に譲りたいという善意に基づき、これらを必要としている家庭との情報の橋渡しをします。

### ●登録できるもの

- ①車いす※電動は不可 ②歩行器 ③シルバーカー(手押し車)
- ④歩行補助つえ ⑤特殊寝台(介護用ベッド)※電動は不可
- ⑥腰掛便座(ポータブルトイレ) ⑦入浴用いす(シャワーチェア)

### ●譲渡しの条件

- ①譲渡人が市民であること。
- ②無償であること。
- ③提供する福祉用具等に故障(ヒビの発生や不具合など)や汚損(大きなシミやカビの発生など)がないこと。

### ●譲受けの条件

- ①譲受人が介護保険制度による公的給付(※)の対象とならない市民であること。
- ②転売等、営利を目的とした譲受けでないこと。
- ③譲受けに要する費用(運搬、点検、消毒等)を負担すること。
- ④譲受けた福祉用具等の処分は、譲受人の負担とし、返却はできないものとします。

※ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売(福祉用具購入)

【お問い合わせ】登録に関するお問い合わせ…各地域包括支援センター(5ページ)  
登録情報について…市ホームページ

## 認知症思いやりパスブック(認知症ケアパス)

認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかわかるよう、認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ)を作成し、相談に来られた方等にお渡しします。

【お問い合わせ】各地域包括支援センター(5ページ)

## 思いやりあんしんカルテの交付

おおむね65歳以上で認知症などにより行方不明になった時に、家族が即座に警察に必要な情報を提供するための情報カルテを家族等へ交付します。

※ カルテの交付は申請が必要です。

※ 申請時に希望者は写真(顔写真と全身写真)をご提出いただきます。

【お問い合わせ】各地域包括支援センター(5ページ)

## 認知症思いやり相談

認知症かも、とお悩みのご本人、ご家族等に対し、医師（認知症サポート医等）による相談会を年6回（隔月）開催しています。  
（日程等は「広報まつもと」でご確認ください。）

【お問い合わせ】 各地域包括支援センター（5ページ）

## 認知症思いやりサポートチーム（認知症初期集中支援チーム）

医療・介護の専門職が、家族の相談等により、認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入、調整や家族支援等の初期の支援をおおむね6カ月を目途に包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

- 対象者 市内で在宅生活をしている40歳以上で、次に該当する方
  - ・認知症が疑われる方
  - ・認知症の人で医療や介護サービスなどにつながない、または中断している方
  - ・認知症状で対応に苦慮している方

【お問い合わせ】 認知症に関する相談…各地域包括支援センター（5ページ）  
サポートチームに関するお問い合わせ…市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3237

## 認知症サポーター養成講座

認知症＝（イコール）何もできなくなるわけではありません。認知症になっても、できることはたくさんあります。認知症の正しい理解、適切な対応方法を学び、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座です。

- 内 容 認知症の方の思い、認知症の方と接するときの心がまえ等
- 受講時間 1時間から1時間30分程度
- 開催要件 5名以上（個人での受講希望の方は、公開講座等をご案内します。）
- 受講料 無料

【お問い合わせ】 各地域包括支援センター（5ページ）

## (4) その他

### 松本地域シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」にもとづき、就業を紹介する会員制の公益社団法人です。

松本地域シルバー人材センターは、松本市と山形村にお住まいの概ね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が対象で、経験や技能を生かし、就業や社会参加を通じて、健康や生きがいがづくりを進め、共に支え合う活力ある地域社会づくりを目指しています。

松本地域シルバー人材センターでは、個人や事業所から家事援助サービス、軽度生活援助事業、介護予防・日常生活支援事業、空き家の見回りや除草などの依頼を受け、会員に仕事を紹介しています。

【お問い合わせ】 シルバー人材センター ☎39-6680

### 市内各種施設の利用料金の割引

70歳以上の方は「100円パス券」等の提示により、下記施設の利用料金が割引になります。

施設名（所在地）	電話番号	対象者、利用方法等	
市立博物館（大手3）	32-0133	「松本市福祉100円バス乗車パス券」等の提示により無料になります。（特別展は別途料金がかかります）	
考古博物館（中山）※	86-4710		
国宝旧開智学校校舎	32-5725		
窪田空穂記念館（和田）※	48-3440		
重要文化財馬場家住宅（内田）※	85-5070		
松本民芸館（里山辺）	33-1569		
はかり資料館（中央3）※	36-1191		
旧山辺学校校舎（里山辺）※	32-7602		
松本市歴史の里（島立）※	47-4515		
松本市美術館（中央4）	39-7400		
時計博物館（中央1）	36-0969		
松本城（丸の内）	32-2902		
松本市教育文化センタープラネタリウム（里山辺）	32-7600		
旧制高等学校記念館（県3）※	35-6226		
山と自然博物館（蟻ヶ崎）※	38-0012		
四賀化石館（七嵐）※	64-3900		
松本市梓川アカデミア館（観覧）（梓川）	78-5000		
庄内屋内プール（ゆめひろば庄内）	24-1611		1回券が100円になります。

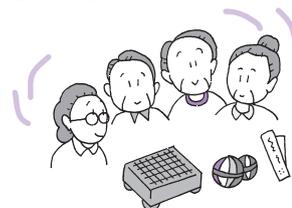
※令和7年4月1日より観覧料無料

- 窓 口 各施設（詳しくは直接おたずねください）
- 関 連 松本市内に限らず、公共団体で運営している施設は高齢者割引がある場合が多くあります。お出かけの際には、各窓口でおたずねください。

## 老人福祉センター

60歳以上の方の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動のための施設で大広間、娯楽室、浴室、講座室などがあり、様々な講座や相談を行っています。

松本市プラチナセンター (南部老人福祉センター)	双葉4-16	25-3133
-----------------------------	--------	---------



## 高齢者クラブ・松本市プラチナ大学

高齢者の生きがいと健康づくりのために高齢者クラブの育成や、プラチナ大学の開校をしています。

【お問い合わせ】松本市プラチナセンター ☎25-3133

# 8 高齢者の権利擁護

## (1) お金の管理や契約に自信がなくなってきたら…

### 成年後見制度

認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分でない方の不動産や預貯金などの財産管理や、日常生活での様々な契約などを、家庭裁判所が選任した成年後見人等が支援する制度です。

詳細は、高齢福祉課、西部福祉課、各地域包括支援センター、公証役場(任意後見制度)などにご相談ください。

#### 1 成年後見制度の種類

- 任意後見制度  
将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約で決めておく制度です。
- 法定後見制度  
家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる制度です。

#### 2 法定後見制度の種類

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	○財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	○特定の事項についての同意権、取消権(日常生活に関する行為を除く)
	申立てにより与えられる権限	○特定の事項以外の事項についての同意権、取消権 ○特定の法律行為についての代理権	○特定の事項の一部についての同意権、取消権(日常生活に関する事項を除く) ○特定の法律行為についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限	資格ごとに担当省庁が個別的・実務的に判断します		

#### 3 専門相談

- 成年後見制度相談会  
市役所で司法書士等による専門職の相談を隔月で行っています。日程等は「広報まつもと」でご確認ください。
- 【要予約】**  
市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3237
- 成年後見支援センター「かけはし」  
専門相談  
近隣2市5村で松本市社会福祉協議会へ委託しています。  
市役所 梓川支所内 ☎88-6699

## 日常生活自立支援事業

認知症や精神障がい、知的障がいなどのため判断能力や金銭の扱いに不安がある方に、福祉サービス等の利用手続き、金銭管理、重要書類等の保管などの支援を、本人との契約に基づいて行います。

相談は無料、契約に基づく支援は一時間当たり1,000円、交通費1kmあたり20円です。また、生活保護世帯の方は無料です。

詳細は、松本市社会福祉協議会(☎ 25-7311)までお問い合わせください。

## (2) 高齢者に対する虐待の防止

心身の能力が低下している高齢者の尊厳保持のため、国は高齢者虐待防止法を定めています。高齢者虐待は、他人の目が届きにくい家庭内や施設内で起こるため、問題が深刻になるまで周囲が気付かない場合があります。地域の皆さんの声かけや見守りは、虐待の予防や早期発見につながりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次のような行為は高齢者虐待に該当します。  
虐待の意図を持っているかどうかは問いません。

### ① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる行為（生じる可能性を含む）を行うこと。叩く、殴る、突き飛ばす、蹴る、物を投げつけるなどのほか、緊急やむを得ない状況以外で手足や胴体をベッドやイスにしばりつけたり、薬を過剰に服用させ行動を制限する、医師の指導に基づかない自己流のリハビリ・指圧・マッサージを強制的に行い高齢者に苦痛やけがを負わせることなども含まれます。

### ② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者に食事を与えない。長時間にわたり必要な介護・世話（オムツ交換や入浴等の清潔維持）をせず放置する。高齢者に必要な医療機関を受診させなかったり介護サービスの利用を拒否する。また、他の同居者が行っている虐待を放置、黙認することなど。

### ③ 心理的虐待

脅し、侮辱、威圧的な態度、無視、人前で恥をかかせるなど、高齢者に対する著しい暴言や拒絶的な態度、その他の高齢者の心理を著しく傷つける言動を行うこと。

### ④ 性的虐待

高齢者本人が望まないあらゆる性的な行為を行うこと。排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置することや排せつ時にトイレのドアを閉めさせないことなども含まれます。

### ⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分する、高齢者本人に必要な金銭をとりあげ渡さず使用させない、年金や預貯金を高齢者本人の意思・利益に反して使用することなど。

高齢者虐待防止法は、正式名称を「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、高齢者を虐待から直接保護するだけでなく、高齢者を介護している方（養護者）を支援することにより虐待を防止することを目的としており、上記のような行為をしてしまった介護者を加害者として罰するための法律ではありません。

高齢者が虐待を受けている可能性を発見した場合は、虐待の証拠がなくても相談や通報をしてください。通報・相談をした方の情報は法律により保護されます。

【相談・通報先】市役所 高齢福祉課 福祉担当 ☎34-3061、西部福祉課 ☎92-3002、  
各地域包括支援センター（5ページ）